

【表紙】

| | |
|------------|------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年2月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第47期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社ハナテン |
| 【英訳名】 | HANATEN Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 米倉 晃起 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市城東区諏訪3丁目3番21号 |
| 【電話番号】 | 06 - 6968 - 0101（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 陣内 司 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市城東区諏訪3丁目3番21号 |
| 【電話番号】 | 06 - 6968 - 0101（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 陣内 司 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第46期 第3四半期連結 累計期間 | 第47期 第3四半期連結 累計期間 | 第46期 |
|--|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 17,212 | 20,927 | 24,802 |
| 経常利益 (百万円) | 677 | 831 | 1,060 |
| 四半期純利益又は当期純損失() (百万円) | 652 | 800 | 496 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 652 | 800 | 496 |
| 純資産額 (百万円) | 3,058 | 2,198 | 1,909 |
| 総資産額 (百万円) | 10,888 | 11,360 | 11,125 |
| 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円) | 29.99 | 41.16 | 23.74 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円) | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 28.09 | 19.35 | 17.17 |

| 回次 | 第46期 第3四半期連結 会計期間 | 第47期 第3四半期連結 会計期間 |
|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 会計期間 | 自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 5.19 | 5.59 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第46期第3四半期連結累計期間及び第47期第3四半期連結累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第46期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第46期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災以降停滞しておりました生産活動は回復傾向にありましたが、タイで発生した洪水や欧州の債務問題等に伴う円高等により、依然先行き不透明な状況で推移いたしました。

自動車業界は、国内生産体制の回復等により、新車における登録台数（軽自動車除く）は平成23年10月から12月の間で前年実績を上回る水準で推移し、また、軽自動車においても同期間で前年を上回る水準で推移いたしました。当社グループが属する中古車業界におきましては、平成23年10月から12月の登録台数は前年を若干下回る水準で推移いたしました。

このような状況の中で当社グループは、お客様を第一に考え行動を起し、地域に根ざした店舗運営を進める事で、お客様への「安心」のご提供を図ってまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、自動車販売台数が22,935台（前年同期比20.5%増）と、昨年度オープンした販売店、買取店の台数の寄与や整備工場増設に伴う取扱台数の増加などから、売上高20,927百万円（前年同期比21.6%増）となり、コスト削減チームによる横断的なコスト改善や逡減の維持によりコストを抑えることができたため、営業利益1,059百万円（前年同期比22.5%増）、経常利益831百万円（前年同期比22.7%増）と売上高、利益面共に大幅に増加し、四半期純利益は800百万円（前年同期比22.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

販売関連

販売関連は自動車販売台数が22,935台（前年同期比20.5%増）となったことなどから、売上高20,054百万円（前年同期比22.7%増）、セグメント利益1,479百万円（前年同期比13.9%増）と売上、セグメント利益ともに好調に推移いたしました。

手数料関連

手数料関連は曜日の影響によるオートオークション開催数の減少等を受けましたが、出品台数が87,211台と前年同期の79,956台を上回りました。成約率は53.8%と前年同期より4.6ポイント改善いたしました。この結果、売上高は895百万円（前年同期比0.7%増）にとどまりましたが、セグメント利益137百万円（前年同期比95.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は11,360百万円となり、前連結会計年度末に比べ234百万円増加いたしました。流動資産は5,862百万円となり、174百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金の増加（794百万円）、商品及び製品の増加（419百万円）、未収入金の減少（995百万円）等です。固定資産は5,497百万円となり、60百万円増加いたしました。有形固定資産は4,719百万円となり、39百万円増加、無形固定資産は70百万円となり、6百万円減少いたしました。投資その他の資産は707百万円となり、26百万円増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は9,161百万円となり、前連結会計年度末に比べ54百万円減少いたしました。流動負債は2,602百万円となり、730百万円減少いたしました。主な要因は、短期借入金の減少（130百万円）、未払金の減少（650百万円）等です。固定負債は6,558百万円となり、675百万円増加いたしました。主な要因は、長期借入金の増加（690百万円）等です。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は2,198百万円となり、前連結会計年度末に比べ288百万円増加いたしました。主な要因は、四半期純利益（800百万円）の計上、自己株式の増加（492百万円）等です。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の17.17%から19.35%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、業務の拡大に伴い、販売関連事業で55名増加しております。

なお、従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|-------|-------------|
| 普通株式 | 32,000,000 |
| 種類株式A | 8,000,000 |
| 種類株式B | 2,000,000 |
| 計 | 42,000,000 |

(注) 当社定款第6条に次のとおり規定しております。

当社の発行可能株式総数は4,200万株とする。そのうち3,200万株は普通株式、800万株は種類株式A、200万株は種類株式Bとする。ただし、普通株式の消却が行なわれた場合、種類株式Aにつき消却もしくは普通株式への転換が行なわれた場合又は種類株式Bにつき消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日) | 提出日現在発行数 (株) (平成24年2月13日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|-------|---|---------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 16,155,600 | 16,155,600 | 大阪証券取引所 市場第二部 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 種類株式A | 5,597,100 | 5,597,100 | - | (注)2.3. |
| 種類株式B | 666,666 | 666,666 | - | (注)2.4. |
| 計 | 22,419,366 | 22,419,366 | - | - |

(注)1. 提出日現在発行数欄には、平成24年2月1日からこの第3四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使又は種類株式Aの転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 種類株式A及び種類株式Bは、現物出資(債務の株式化 種類株式A 1,500百万円、種類株式B 1,999百万円)によって発行されたものであります。単元株式数は100株であります。種類株式A及び種類株式Bについては会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また議決権を有しない種類株式A及び種類株式Bは同時に発行した普通株式の割当先が保持する議決権の比率を考慮したうえで資金調達の手段の多様化、あるいは資本の増強を図ることを目的として発行しております。

3. 種類株式Aの内容は以下の通りであります。

(1) 議決権

種類株式Aを有する株主(以下「種類株主A」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有しません。なお、種類株式Aは、議決権のないこと以外は普通株式と異なりません。

(2) 転換予約権

種類株主Aは、普通株式への転換予約権を有します。

転換比率は、種類株式A 1株につき普通株式 1株とし、種類株式Aの転換により発行すべき当社普通株式は次のとおりとします。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種類株主Aが転換請求のために提出した種類株式Aの株式数}}{\text{種類株主Aが転換請求のために提出した種類株式Aの株式数}} \times \text{転換比率}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

種類株式Aの発行後、本項のいずれかに該当する場合には、転換比率は次の算式（以下「転換比率調整式」という。）により修正されるものとします。転換比率調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。

$$\text{転換比率} = \frac{\text{転換比率の修正日直前に有効な転換比率}}{\text{既発行普通株式数}} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

転換比率調整式で使用する転換比率の修正日直前に有効な転換比率は、修正後の転換比率を適用する日の前日において有効な転換比率とし、また転換比率調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は修正後の転換比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とします。なお、当社が自己株式を保有している場合には、転換比率調整式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、それぞれ控除するものとします。

転換比率調整式に使用する時価は、転換比率の修正日直前に有効な転換比率を適用する日に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる30取引日の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

転換比率調整式により種類株式Aの転換比率の調整を行う場合及びその後の転換比率の適用時期については、次に定めるところによります。

(ア) 上記に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって新株式を発行し又は自己株式を処分する場合（但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合を除く。）。

調整後の転換比率は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

(イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換比率は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用します。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の転換比率は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用します。

(ウ) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が上記に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合（但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する第1回乃至第3回新株予約権の割当の場合を除く。）。

調整後の転換比率は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用します。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

(エ) 当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が上記に定める時価を下回る場合。

調整後の転換比率は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして転換比率調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用します。

当社は、上記に定める転換比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な転換比率の調整を行うものとします。

(ア) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために転換比率の調整を必要とするとき。

(イ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換比率の調整を必要とするとき。

(ウ) 転換比率を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、転換比率の調整を行うときは、当社は調整後の転換比率が適用される日の前日までに、必要な事項を株主名簿に記載又は記録された種類株主A又は種類株式Aの登録質権者に通知します。但し、当該調整後転換比率適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

(3) 配当金等

利益配当（中間配当を含む。）及び残余財産の分配については普通株式と同様であります。但し、普通株式に関して株式の分割、株式の併合又は株主に新株引受権を付与することにより行われる新株の発行のうち時価を下回る発行価額による新株の発行が行われた場合は、転換比率調整式により修正された転換比率を乗じた倍率を使用して換算を行うものとします。

(4) 新株発行時の利益配当の方法

種類株式Aの転換により発行される当社普通株式に対する最初の配当金又は中間配当金については、転換の請求が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払います。

(5) 株式の分割等

種類株式Aについては、株式の分割及び株式の併合は行いません。また、種類株主Aには、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を付与しません。

(6) 消却

当社は、平成18年4月1日以降、種類株主Aに対して、每期、配当可能利益を上限として、種類株式Aを発行価額で買い入れ、これを当該買入価額により消却することができます。

4. 種類株式Bの内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

種類株式Bを有する株主（以下「種類株主B」という。）は、法令に別段の定めのある場合を除き、当社の株主総会における議決権を有しません。

(2) 利益配当金

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株主B及び種類株式Bの登録質権者（以下「種類登録質権者B」という。）に対し、普通株式を保有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）並びに種類株主A及び種類株式Aの登録質権者（以下「種類登録質権者A」という。）に優先して配当します。

優先利益配当金

種類株式Bの1株当たりの利益配当金の額（以下「優先配当基準金額」という。）は、以下の算式に従い計算される金額とします。但し、優先配当基準金額の上限は種類株式Bの1株当たり発行価額の1%とします。初年度における優先配当基準金額は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とします。優先配当基準金額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

$$\text{優先配当基準金額} = 3,000\text{円} \times (6\text{ヶ月物円TIBOR} + 0.5\%)$$

「6ヶ月物円TIBOR」とは、毎年3月31日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）における全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込率（トーキョー・インター・バンク・オフワード・レート）の数値をいいます。

6ヶ月物円TIBORに用いる数値は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

中間配当金

当社は、種類株主B又は種類登録質権者Bに対し、中間配当を行いません。

非累積条項

ある営業年度において種類株主B又は種類登録質権者Bに対して支払う利益配当金の額が優先配当基準金額に達しない場合においても、その差額は翌営業年度に累積しません。

非参加条項

種類株主B又は種類登録質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える配当は行いません。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配を行う場合、種類株主B又は種類登録質権者Bに対し、普通株主又は普通登録質権者及び種類株主A又は種類登録質権者Aに先立ち、種類株式B1株につきその発行価額と同額を支払います。

(4) 株式の分割等

種類株式 B については、株式の分割及び併合は行いません。また、種類株主 B には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を付与しません。

(5) 種類株主 B による償還請求権

平成27年6月1日以降、種類株主 B は、当社に対して、毎期、前期の税引後当期純利益の50%を上限として、種類株式 B を発行価額で買い取ることを請求することができます。

(6) 消却

平成18年4月1日以降、当社は、種類株主 B に対して、毎期、配当可能利益を上限として、種類株式 B を発行価額で買い入れ、これを当該買入価額にて消却することができます。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|----------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年10月1日～ 平成23年12月31日 | - | 22,419,366 | - | 1,000 | - | - |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載の内容が確認できないため、記載することができません。したがって、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------------|----------|-------------------------|
| 無議決権株式 | 種類株式A 5,597,100 種類株式B 666,600 | - | 「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 4,036,600 | - | 「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 12,118,100 | 121,181 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 900 種類株式B 66 | - | - |
| 発行済株式総数 | 22,419,366 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 121,181 | - |

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株(議決権22個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ハナテン | 大阪市城東区諏訪 3-3-21 | 4,036,600 | - | 4,036,600 | 18.00 |
| 計 | - | 4,036,600 | - | 4,036,600 | 18.00 |

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」については、普通株式のほか、議決権のない種類株式A(平成22年6月より普通株式への転換権がある無議決権株式)5,597千株及び種類株式B(配当と残余財産分配請求権で優先権のある優先株式)666千株を含んでおります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,806 | 2,601 |
| 受取手形及び売掛金 | 104 | 59 |
| 商品及び製品 | 2,272 | 2,692 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7 | 11 |
| 未収入金 | 1,137 | 142 |
| 繰延税金資産 | 186 | 186 |
| その他 | 197 | 182 |
| 貸倒引当金 | 23 | 12 |
| 流動資産合計 | 5,688 | 5,862 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 443 | 484 |
| 土地 | 3,910 | 3,910 |
| その他（純額） | 325 | 324 |
| 有形固定資産合計 | 4,679 | 4,719 |
| 無形固定資産 | 76 | 70 |
| 投資その他の資産 | | |
| 差入保証金 | 520 | 522 |
| その他 | 197 | 221 |
| 貸倒引当金 | 36 | 36 |
| 投資その他の資産合計 | 680 | 707 |
| 固定資産合計 | 5,437 | 5,497 |
| 資産合計 | 11,125 | 11,360 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 249 | 150 |
| 短期借入金 | 388 | 257 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 543 | 929 |
| リース債務 | 28 | 30 |
| 未払金 | 1,368 | 718 |
| 未払法人税等 | 37 | 35 |
| 引当金 | 66 | 41 |
| その他 | 650 | 440 |
| 流動負債合計 | 3,333 | 2,602 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 5,421 | 6,112 |
| リース債務 | 116 | 110 |
| その他 | 344 | 336 |
| 固定負債合計 | 5,882 | 6,558 |
| 負債合計 | 9,215 | 9,161 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000 | 1,000 |
| 資本剰余金 | 354 | 354 |
| 利益剰余金 | 555 | 1,336 |
| 自己株式 | 0 | 492 |
| 株主資本合計 | 1,909 | 2,198 |
| 純資産合計 | 1,909 | 2,198 |
| 負債純資産合計 | 11,125 | 11,360 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 17,212 | 20,927 |
| 売上原価 | 13,231 | 16,180 |
| 売上総利益 | 3,981 | 4,746 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,116 | 3,686 |
| 営業利益 | 865 | 1,059 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 0 | 0 |
| 受取地代家賃 | 2 | - |
| 受取手数料 | - | 3 |
| 受取保険金 | - | 11 |
| その他 | 11 | 12 |
| 営業外収益合計 | 14 | 27 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 177 | 169 |
| シンジケートローン手数料 | 19 | 75 |
| 賃貸収入原価 | 0 | - |
| その他 | 4 | 10 |
| 営業外費用合計 | 202 | 255 |
| 経常利益 | 677 | 831 |
| 特別利益 | | |
| その他 | 0 | - |
| 特別利益合計 | 0 | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 11 | 0 |
| 特別損失合計 | 11 | 0 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 667 | 830 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14 | 29 |
| 法人税等調整額 | - | - |
| 法人税等合計 | 14 | 29 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 652 | 800 |
| 少数株主利益 | - | - |
| 四半期純利益 | 652 | 800 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 652 | 800 |
| 四半期包括利益 | 652 | 800 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 652 | 800 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | - | - |

【追加情報】

| |
|---|
| <p>当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)</p> |
| <p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。</p> <p>これにより、平成24年4月1日から開始する会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が変更されます。</p> <p>この変更による影響はございません。</p> |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|---|--|
| <p>財務制限条項</p> <p>借入金のうち2,900百万円(1年内返済予定の長期借入金300百万円、長期借入金2,600百万円)については、下記の財務制限条項があり、いずれかが遵守出来ない場合は、当社は借入契約上の全ての債務について期限の利益を失います。</p> <p>(純資産維持)</p> <p>平成22年3月決算以降、各年度末日(個別及び連結)及び第2四半期末日(連結)の貸借対照表に記載される純資産合計をマイナスとしない。</p> <p>(利益維持)</p> <p>平成22年3月決算以降、各年度末日の損益計算書(個別及び連結)に記載される経常損益を2期連続赤字としない。</p> <p>(有利子負債残高制限)</p> <p>平成22年3月決算以降、各年度末日及び第2四半期末日の貸借対照表(連結)に記載される有利子負債の合計額を80億円未満に維持。</p> | <p>財務制限条項</p> <p>借入金のうち2,675百万円(1年内返済予定の長期借入金315百万円及び長期借入金2,360百万円)については、下記の財務制限条項があり、いずれかが遵守出来ない場合は、当社は借入契約上の全ての債務について期限の利益を失います。</p> <p>(純資産維持)</p> <p>平成24年3月決算以降、各年度末日(個別及び連結)及び第2四半期末日(連結)の貸借対照表に記載される純資産合計をマイナスとしない。</p> <p>(利益維持)</p> <p>平成24年3月決算以降、各年度末日の損益計算書(個別及び連結)に記載される経常損益を2期連続赤字としない。</p> <p>(有利子負債残高制限)</p> <p>平成24年3月決算以降、各年度末日及び第2四半期末日の貸借対照表(連結)に記載される有利子負債の合計額を80億円未満に維持。</p> |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

| 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|--|--|
| 減価償却費 74百万円 | 減価償却費 78百万円 |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | - | - | - | - | - |
| | 種類株式A | - | - | - | - | - |
| | 種類株式B | 19 | 30 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 | 利益剰余金 |

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | - | - | - | - | - |
| | 種類株式A | - | - | - | - | - |
| | 種類株式B | 19 | 30 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 | 利益剰余金 |

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結損益 計算書計上額 (注)2 |
|-----------------------|---------|-------|--------|-------------|---------------------------|
| | 販売関連 | 手数料関連 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 16,342 | 870 | 17,212 | - | 17,212 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | 18 | 18 | 18 | - |
| 計 | 16,342 | 889 | 17,231 | 18 | 17,212 |
| セグメント利益 | 1,298 | 70 | 1,368 | 503 | 865 |

(注)1. セグメント利益の調整額には、棚卸資産の調整額4百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用507百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結損益 計算書計上額 (注)2 |
|-----------------------|---------|-------|--------|-------------|---------------------------|
| | 販売関連 | 手数料関連 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 20,054 | 872 | 20,927 | - | 20,927 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | 22 | 22 | 22 | - |
| 計 | 20,054 | 895 | 20,950 | 22 | 20,927 |
| セグメント利益 | 1,479 | 137 | 1,616 | 556 | 1,059 |

(注)1. セグメント利益の調整額には、棚卸資産の調整額1百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用558百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 29円99銭 | 41円16銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 652 | 800 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 652 | 800 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 21,752 | 19,461 |
| (うち普通株式)(千株) | (16,155) | (13,864) |
| (うち種類株式A)(千株) | (5,597) | (5,597) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | - | - |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社ハナテン
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 加藤 功 士
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 富田 雅 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハナテンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハナテン及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。